

第5節

食品衛生課

第5節 食品衛生課

1 食品衛生事業

『食品衛生法』に基づき、食品関係施設の営業許可を行うとともに、食品等の安全性を確保するため『川口市食品衛生監視指導計画』に基づき、監視指導、食品の検査及び食品関係従事者に対する衛生教育等の業務を行っています。

また、給食施設に対しては、『健康増進法』に基づき、栄養管理の実施について必要な指導・助言等を行っています。

(1) 営業許可

『旧食品衛生法』に基づく34業種及び『食品衛生法』に基づく32業種について、営業の許可等を行っています。

※根拠法令等：『食品衛生法』第55条（『旧食品衛生法』第52条）

『旧食品衛生法』による許可を要する施設数（令和4年度） （単位：件）

		施設数	新規	更新	廃業
飲食店	一般食堂・レストラン	1,558	0	0	550
	仕出し・弁当屋	158	0	0	51
	旅館	19	0	0	8
	その他	919	0	0	277
菓子（パンを含む）製造業		257	0	0	83
乳処理業		0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0
乳製品製造業		1	0	0	0
集乳業		0	0	0	0
魚介類販売業		67	0	0	17
魚介類せり売営業		0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業		1	0	0	2
食品の冷凍又は冷蔵業		13	0	0	4
缶詰又は瓶詰食品製造業		1	0	0	0
喫茶店営業		37	0	0	11
あん類製造業		2	0	0	0

『旧食品衛生法』による許可を要する施設数（令和4年度）

（単位：件）

	施設数	新規	更新	廃業
アイスクリーム類製造業	1	0	0	1
食肉処理業	28	0	0	6
食肉販売業	73	0	0	20
食肉製品製造業	2	0	0	0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0
食用油脂製造業	5	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0
みそ製造業	2	0	0	0
醤油製造業	0	0	0	0
ソース類製造業	2	0	0	0
酒類製造業	2	0	0	0
豆腐製造業	6	0	0	3
納豆製造業	0	0	0	0
めん類製造業	15	0	0	1
そうざい製造業	25	0	0	9
添加物製造業	5	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	3	0	0	0
氷雪製造業	0	0	0	0
小計	3,202	0	0	1,043

『食品衛生法』による許可を要する施設数（令和4年度）

（単位：件）

	施設数	新規	継続	廃業
飲食店営業	1,621	824	0	52
調理の機能を有する自動販売機	14	10	0	0
食肉販売業	44	21	0	1
魚介類販売業	39	14	0	0
魚介類競り売り営業	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0
食肉処理業	6	2	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0
菓子製造業	133	73	0	1
アイスクリーム類製造業	1	1	0	0
乳製品製造業	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	0	0	0	0
食肉製品製造業	1	1	0	0
水産製品製造業	7	7	0	1
氷雪製造業	0	0	0	0
液卵製造業	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	1	0	0	0
酒類製造業	2	0	0	0
豆腐製造業	5	1	0	0
納豆製造業	0	0	0	0

『食品衛生法』による許可を要する施設数（令和4年度）（単位：件）

	施設数	新規	継続	廃業
麺類製造業	3	2	0	0
そうざい製造業	31	14	0	0
複合型そうざい製造業	1	0	0	0
冷凍食品製造業	1	1	0	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0
漬物製造業	9	5	0	0
密封包装食品製造業	1	0	0	0
食品の小分け業	10	4	0	0
添加物製造業	2	0	0	0
小計	1,932	980	0	55

（２）監視指導

近年の食中毒・法令違反の発生状況や本市の状況を踏まえ、食中毒の発生リスクの高い施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視を行っています。

※根拠法令等：『食品衛生法』第28条、第30条

『旧食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和4年度）（単位：件）

		施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
飲食店	一般食堂・レストラン	1,558	338
	仕出し・弁当屋	158	13
	旅館	19	0
	その他	919	100
菓子（パンを含む）製造業		257	64
乳処理業		0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0
乳製品製造業		1	0

『旧食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和4年度）

（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
集 乳 業	0	0
魚 介 類 販 売 業	67	28
魚 介 類 せ り 売 営 業	0	0
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	1	2
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	13	9
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業	1	0
喫 茶 店 営 業	37	9
あ ん 類 製 造 業	2	6
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	1	0
食 肉 処 理 業	28	5
食 肉 販 売 業	73	24
食 肉 製 品 製 造 業	2	4
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	0	0
食 用 油 脂 製 造 業	5	0
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業	0	0
み そ 製 造 業	2	0
醬 油 製 造 業	0	0
ソ ー ス 類 製 造 業	2	0
酒 類 製 造 業	2	0
豆 腐 製 造 業	6	0
納 豆 製 造 業	0	0
め ん 類 製 造 業	15	1
そ う ざ い 製 造 業	25	5
添 加 物 製 造 業	5	0

『旧食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和4年度）（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
食品の放射線照射業	0	0
清涼飲料水製造業	3	4
氷雪製造業	0	0
小計	3,202	612

『食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和4年度）（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
飲食店営業	1,621	559
調理の機能を有する自動販売機	14	3
食肉販売業	44	21
魚介類販売業	39	21
魚介類競り売り営業	0	0
集乳業	0	0
乳処理業	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0
食肉処理業	6	3
食品の放射線照射業	0	0
菓子製造業	133	60
アイスクリーム類製造業	1	1
乳製品製造業	0	0
清涼飲料水製造業	0	0
食肉製品製造業	1	0
水産製品製造業	7	10
氷雪製造業	0	0
液卵製造業	0	0

『食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和4年度）（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
食 用 油 脂 製 造 業	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	1	0
酒 類 製 造 業	2	0
豆 腐 製 造 業	5	2
納 豆 製 造 業	0	0
麵 類 製 造 業	3	1
そ う ざ い 製 造 業	31	10
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	1	0
冷 凍 食 品 製 造 業	1	1
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	0	0
漬 物 製 造 業	9	3
密 封 包 装 食 品 製 造 業	1	2
食 品 の 小 分 け 業	10	2
添 加 物 製 造 業	2	0
小 計	1,932	699

※令和4年度食品監視指導施設数1,303施設

一斉監視実施状況

	実施期間	監視件数		
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
駅 周 辺 飲 食 店 街 一 斉 パ ト ロ ー ル	7月	—	—	西川口駅 157件
	9月	—	—	—
夏期食中毒予防対策月間	7月～8月	515件	193件	169件
食 肉 衛 生 月 間	7月～8月	36件	37件	34件
年 末 一 斉 取 締 り 月 間	11月～12月	400件	212件	313件

※令和4年度の西川口駅前監視はコロナのため10月に延期して実施

(3) 食品等の検査

不良食品の排除と健康被害の発生防止を目的として、市内で製造又は流通している食品等の検査を行っています。

なお、検査は川口市保健所衛生検査課のほか、一部は埼玉県衛生研究所、埼玉県食肉衛生検査センターに委託しています。

※根拠法令：『食品衛生法』第28条

検査内容ごとの検体数

(単位：検体)

検査内容	検体数			違反等件数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
微生物検査	33	55	94	1	0	2
食品添加物	20	24	42	0	0	0
残留農薬	7	7	15	0	0	0
動物用医薬品	10	10	10	0	0	0
アレルギー物質	0	0	0	0	0	0
その他の理化学検査	8	0	0	0	0	0
計	78	96	161	1	0	2

(4) 違反・苦情の処理状況

監視、検査等によって発見した不良食品、違反施設等に対し、関係法令に基づき指導しています。

※根拠法令：『食品衛生法』第13条、第63条等

行政処分

	処分日	措置	違反等の内容	探知等
令和2年度	該当する事案はありませんでした。			
令和3年度	3月4日	営業停止	食中毒（カンピロバクター） 『食品衛生法』第6条違反	患者からの 通報
令和4年度	該当する事案はありませんでした。			

苦情食品（施設）受付件数

(単位：件)

	有 症	衛 生 管 理	異 物 混 入	虫	カ ビ	表 示	異 味 異 臭	(違 い 含 む) 反	そ の 他	合 計
令和2年度	40	42	26	7	1	18	10	19	40	203
令和3年度	43	35	18	14	4	32	13	24	46	229
令和4年度	56	35	27	11	3	44	11	22	39	248

(5) 食中毒の発生状況

令和4年度は該当する事案はありませんでした。

※根拠法令：『食品衛生法』第63条

	発生月	患者数	死者数	病因物質	原因 食品名	措置
令和2年度	該当する事案はありませんでした。					
令和3年度	3月	4人	0人	カンピロバクター	不明	営業停止3日間
令和4年度	該当する事案はありませんでした。					

(6) 普及啓発事業

食中毒の発生防止を目的として、市民や食品等事業者に対し、出張講座や研修会等を通じ、食の安全・安心に係る普及啓発を行っています。

講習会

	実施回数	参加人数	主な実施内容	対象者
令和2年度	15	445	衛生管理、食中毒予防、HACCP、食品表示、法令改正、 （他法令に関すること 事業系一般ごみ、下水処理等）	食品等事業者 消費者
令和3年度	14	826		
令和4年度	18	1,130		

その他の普及啓発事業

対 象	実施回数			主な実施内容
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
町会・自治会 回 覧	—	—	1	対象：全町会・自治会
チ ラ シ 啓 発 品 配 布	7	6	5	配 布 数 939部（令和2年度） 7,506部（令和3年度） 11,164部（令和4年度）
ポ ス タ ー 掲 示	—	1	—	内容：食中毒の啓発 （川口市役所）
広 報 表 示 板 静 止 画 放 映	6	6	6	放映場所：キャステイビジョン 広報表示板 オートレース場CS放送 コミュニティビジョン
広 報 か わ ぐ ち	2	3	2	内容：食中毒の啓発 食品衛生法改正の案内
手 指 衛 生 検 査	—	—	1	実施人数：66（たたら祭り会場）
け ん こ う 砦	—	—	1	市ホームページにて公開
き ら り 川 口 情 報 メ ー ル	—	—	1	健康情報として配信
計	15	16	17	

(7) 特定給食施設及びその他の給食施設の数

特定かつ多数の者に対し継続的に食事を供給する施設として、特定給食施設及びその他の給食施設（以下「特定給食施設等」）の届出を受け付けています。

※根拠法令：『健康増進法』第20条

施設数 (単位：件)

	特定給食施設	その他の給食施設	合計
令和2年度	151	260	411
令和3年度	155	278	433
令和4年度	158	295	453

(8) 特定給食施設等に対する指導・助言

『健康増進法』第18条第1項第2号に基づき、特定給食施設等が行う栄養管理の実施について、必要な指導・助言を行っています。

また、年に1回、栄養管理状況の報告書の提出を求めています。

※根拠法令：『健康増進法』第18条

指導・助言延べ数及び報告書受理施設数 (単位：件)

	実地指導	その他の指導・助言	報告書
令和2年度	20	404	356
令和3年度	35	414	378
令和4年度	52	673	376

(9) 特定給食施設等に対する研修

特定給食施設等の栄養管理及び食品衛生に関する指導等を主管している強みを生かし、特定給食施設等を対象とした研修を企画・実施します。

※根拠法令：『健康増進法』第18条

研修実施状況（令和4年度）

実施日時	研修内容等	受講人数
令和4年6月6日 14時00分～16時00分	令和4年度 川口市保健所給食施設研修会 <内容> ○講義① 「給食施設における食中毒予防・HACCPを取り入れた衛生管理について」 川口市保健所食品衛生課 食品衛生監視員 ○講義② 「令和3年度特定給食施設等栄養管理状況報告書の結果を踏まえた栄養管理について」 川口市保健所食品衛生課 栄養指導員	オンライ ン：115 集合：35
令和4年10月26日 14時00分～16時00分	令和4年度川口・戸田・蕨給食研究会合同研修会 <内容> ○講義 「日本食品標準成分表2020年版（八訂）の活用について」 女子栄養大学 教授 本田 佳子 氏	オンライ ン：116 集合：26
令和5年2月27日 14時00分～16時00分	令和4年度川口市保健所給食施設施設別研修会 <内容> ○講義 「女子栄養大学カフェテリアメニューの調理指導、社員食堂等で提供する献立作成のポイント等」 女子栄養大学レストラン「松柏軒」 駒込カフェテリア 管理栄養士 高橋 美香 氏 ○個人ワーク 「献立作成演習」 ○情報交換	5

2 食肉衛生検査事業

食肉衛生検査所では、『と畜場法』に基づき、食用に供する獣畜の検査を実施するとともに、獣畜の適正な処理を確保することを目的として、監視、指導を行っています。

(1) と畜検査

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第14条、第19条

と畜検査状況 (単位：頭)

	区 分	畜 種					計
		牛	子牛	馬	豚	めん羊・山羊	
令和2年度	検査頭数	5,870	1	0	0	0	5,871
	全部廃棄	26	0	0	0	0	26
	一部廃棄	3,268	1	0	0	0	3,269
令和3年度	検査頭数	5,154	1	0	0	0	5,155
	全部廃棄	16	0	0	0	0	16
	一部廃棄	2,290	0	0	0	0	2,290
令和4年度	検査頭数	5,604	1	0	0	0	5,605
	全部廃棄	19	0	0	0	0	19
	一部廃棄	2,111	0	0	0	0	2,111

(2) と畜検査に係る精密検査

と畜検査において通常の肉眼検査では判定が難しいものについては、解体された獣畜の一部を持ち出して精密検査を実施しています。

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第14条、第19条

精密検査実施状況 (単位：件)

	項 目	微生物検査	病理学検査	理化学検査
令和2年度	検査頭数	12	17	12
	検 体 数	61	241	26
令和3年度	検査頭数	2	20	11
	検 体 数	18	168	19
令和4年度	検査頭数	3	7	13
	検 体 数	27	39	23

(3) と畜場の衛生管理に係る検査

と畜場における食肉の衛生を確保することを目的として、枝肉のふき取り等検査を行うとともに、施設の管理者に対し、施設の改善、清潔保持及びと畜業者等に対する獣畜の処理における衛生措置の監視、指導を行っています。

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第19条

牛枝肉検査状況

(単位：件)

	検査対象	検査方法	検査項目	検査頭数	検体数
令和2年度	牛枝肉	ふき取り	腸管出血性大腸菌0157等	20	20
			G F A P	21	42
			一般細菌数	40	80
			大腸菌群数	40	80
			大腸菌数	40	80
令和3年度	牛枝肉	ふき取り	腸管出血性大腸菌0157等	30	30
			G F A P	22	44
		切除法	一般細菌数	60	60
			腸内細菌科菌群数	60	60
令和4年度	牛枝肉	ふき取り	腸管出血性大腸菌0157等	42	42
			G F A P	9	18
		切除法	一般細菌数	60	60
			腸内細菌科菌群数	60	60

※GFAP(Glial Fibrillary Acidic Protein：グリア繊維性酸性タンパク質)は、脳や脊髄等の神経組織に存在するタンパク質を指します。GFAPを測定することにより、神経組織による枝肉の汚染状況を確認しています。

また、令和3年度から義務化されたHACCPに沿った衛生管理の実施状況を検証するため、厚生労働省通知に基づき、枝肉の表面を無菌的に切り取って検体を採取する「切除法」による微生物試験を実施しています。

(4) と畜場職員等への衛生指導

食肉衛生に関する知識の普及啓発を目的として、と畜場職員及び関係業者に対して衛生管理に関する講習会を実施しています。

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第19条

(5) 認定小規模食鳥処理場等の監視指導業務

『食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律』に基づき、認定小規模食鳥処理場（年間処理羽数30万羽以下）や届出食肉販売業について、立入検査を実施し、構造設備の改善や食鳥肉の衛生的な取扱いについて指導しています。

※根拠法令等：『食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律』
第1条の2、第16条、第39条

施設数及び監視指導件数

(単位：件)

	施 設	施 設 数	監 視 指 導
令和2年度	認定小規模食鳥処理場	2	12
	届出食肉販売業施設	2	9
令和3年度	認定小規模食鳥処理場	2	10
	届出食肉販売業施設	2	9
令和4年度	認定小規模食鳥処理場	2	6
	届出食肉販売業施設	2	6

